

第49回九州地区大学一般教育研究協議会議事録

<https://doi.org/10.15017/20504>

出版情報：九州地区大学一般教育研究協議会議事録. 49, 2001-09-30. 九州地区大学一般教育研究会
バージョン：
権利関係：

8. 九州地区大学一般教育研究会会則

1 名 称

本会は、九州地区大学一般教育研究会と称する。

2 目 的

本会は、大学における一般教育に関する研究を行うことを目的とする。

3 事 業

本会は前項の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 研究協議会の開催
- (2) 資料の交換
- (3) その他

4 事業所

本会は、事業所を九州大学大学教育研究センターに置く。

5 組 織

- (1) 本会は、九州地区所在の一般教育に関係ある大学をもって会員とする。
- (2) 会員の入退会は、委員会で決定する。
- (3) 本会は、毎年1回研究協議会を開く。
- (4) 本会に、人文科学・社会科学・自然科学・外国語・保健体育の各部会及び短期大学連絡協議会を置く。
- (5) 本会に委員会を置き、会務の運営をつかさどる。
 - ① 委員会の委員は、各大学から2名ずつ（本会事業所所在の大学並びに短期大学部を置く大学からは3名）選出するものとする。
そのうち1名は、当該大学の一般教育担当（学）部長又はこれに代わるべき者をもってあてる。
 - ② 委員は、その互選により、委員長及び副委員長を選出する。
 - ③ 委員長は、庶務委員、会計委員及び監査委員各1名を委員中より委嘱する。
 - ④ 委員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

6 会 計

- (1) 本会の経費は、加入大学の会費及び有志の寄附をもってこれにあてる。
- (2) 加入大学の会費は18,000円、ただし、短期大学にあっては15,000円とする。
- (3) 加入大学の会費の納入時期は、毎年4月末日とする。
- (4) 毎年1回決算報告を行う。
- (5) 会計年度は、11月1日から翌年10月31日までとする。

7 顧 問

本会に顧問を置くことができる。

8 会 則

本会則は、委員会の議決を経て変更することができる。

付 則

- 1 本改正会則は、昭和29年12月8日から施行する。

付 則

- 1 本改正会則は、昭和49年10月15日から施行し、昭和50年度から適用する。

付 則

- 1 本改正会則は、昭和54年10月13日から施行し、昭和54年11月1日から始まる会計年度を昭和55年度とする。

付 則

- 1 本改正会則は、昭和55年10月18日から施行し、改正後の会費は、昭和56年度から適用する。

付 則

- 1 本改正会則は、昭和58年9月30日から施行し、改正後の会費は、昭和59年度から適用する。

付 則

- 1 本改正会則は、平成6年10月6日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則

- 1 本改正会則は、平成8年10月8日から施行する。

付 則

- 1 本改正会則は、平成9年10月11日から施行する。

(注)

- 1 昭和29年12月8日本会則施行により、昭和27年6月6日決定の九州・四国・中国（広島県、山口県）地区大学一般教育研究会会則は廃止された。
- 2 昭和40年10月18日改正、昭和44年10月16日改正、昭和46年10月8日改正、昭和48年11月1日改正に関する付則は削除した。